破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２１１号
盛岡市津志田中央１丁目５番30号　タウンハウスヨシダＧ２―105号
債務者　向井　　梓
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第９４号
群馬県太田市大久保町214番地56　アドバンスⅠ―203号
債務者　福井アキラこと　ロベルト　アキラ　フクイ（ＲＯＢＥＲＴＯ　ＡＫＩＲＡ　ＦＵＫＵＩ）
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第３８５号
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋293番地の17
債務者　鈴木　昌弘
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４１６号
神奈川県厚木市酒井2466―７、住民票上の住所神奈川県厚木市酒井2087番地17
債務者　菊地　　稔
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４２４号
神奈川県平塚市豊田宮下821番地の１
債務者　東　　一実
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５３１号
宮城県岩沼市藤浪１丁目７番５号
債務者　小笠原礼子（旧姓久貝・牧）
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第９４号
福島市瀬上町字東町１丁目６番地の９
債務者　三村美紀雄
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　福島地方裁判所

平成２５年（フ）第９５号
福島市瀬上町字東町１丁目６番地の９
債務者　三村　典子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１９８号
茨城県つくばみらい市神住新田10番地10、前住所山梨県山梨市三ケ所1537番地24
債務者　角田　哲子（旧姓鶴田）
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第３４号
静岡県掛川市掛川1208番地の４
債務者　本多由美子
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第１４６４号
愛知県日進市五色園１丁目609番地、前住所愛知県日進市浅田町上小深田８番地44
債務者　菊地　敬介
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４７０号
名古屋市緑区大高台２丁目318番地　ＯＡＫｈｏｕｓｅＡ棟203号
債務者　壽川　英憲
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４８６号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘５棟104号、住民票上の住所名古屋市港区東蟹田801番地の１　宝マンション南陽町1405号
債務者　富樫　政明
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０５号
滋賀県彦根市高宮町1239番地１　コーポ昴205号
債務者　安田　　実
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１１５号
滋賀県東近江市きぬがさ町496番地、住民票上の住所滋賀県彦根市新海浜２丁目14番地５
債務者　永松　陽明
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１１７号
滋賀県近江八幡市鷹飼町744番地、前住所滋賀県大津市長等３丁目２番17―605号
債務者　寺内　　隆
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　大津地方裁判所彦根支部